

社会福祉法人 駒どり 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉駒どりの役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費は、その実費とする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたって報酬は支払わない。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費は、その実費とする。

4 専務理事に対しては、別表3により、月額報酬を支払うことができる。

5 専務理事に対しては、別表1及び別表2に係る報酬及び実費弁償費に係る報酬支出は、これを行わないものとする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、常勤職員就業規則に準じて報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 専務理事を除く施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

(実施期日)

この規程は、2017年4月1日より施行する。

別表 1 (日額)

名称	報酬額	交通費
理事会出席報酬	税別 3,000円	実費弁済

別紙 2 (日額)

名称	報酬額	交通費
理事業務報酬	税別 3,000円	実費弁済
監事業務報酬	税別 5,000円	実費弁済

別表 3 (月額)

名称	報酬額
専務理事報酬	税込 140,000円